

# 屋外広告物の 表示のルール

～ 良好な広告景観をめざして～  
(平成30年1月改正)

屋外広告物とは、次の4つの  
要件全てを満たすものをいいます

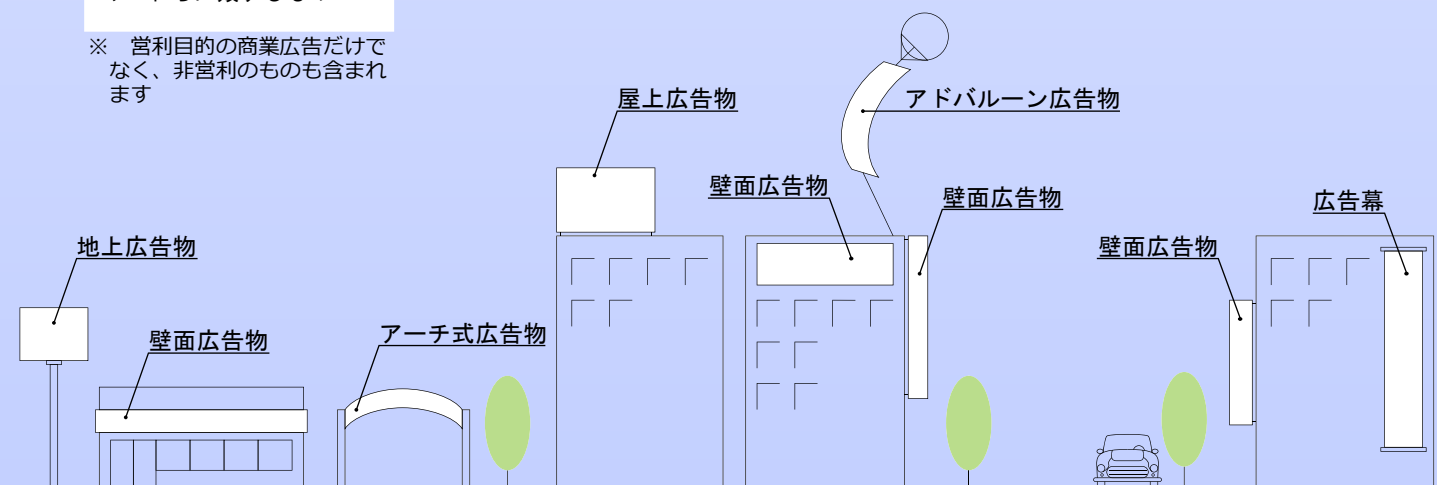
**1** 常時または一定の期間  
継続して表示されるもの

**2** 屋外で表示されるもの

**3** 公衆に対して表示され  
るもの

**4** 看板、立看板、はり紙、  
はり札や広告塔、広告板、  
建物その他の工作物などに  
掲出または表示されたもの  
やこれらに類するもの

※ 営利目的の商業広告だけで  
なく、非営利のものも含まれ  
ます



# 屋外広告物の表示にはルールがあります

ルール1 表示できない広告物があります

ルール2 広告物を設置できない物件があります

ルール3 広告物を表示するときは許可が必要です

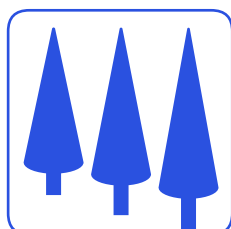
## ルール1 表示できない広告物があります (禁止広告物)

次のような広告物は、良好な景観や風致を損ねたり、危険であったり、交通の安全を阻害するおそれがあるため、表示できません。

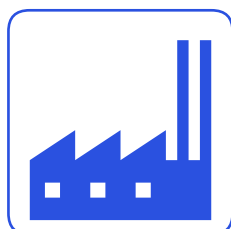
- ・ ひどく汚れたり、色あせたり、塗装などのはがれたもの
- ・ 破損または老朽のひどいもの
- ・ 倒壊または落下のおそれがあるもの
- ・ 信号機や道路標識などに似ていたり、またはこれらの効用をさまたげるようなもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

## ルール2 広告物を設置できない物件があります (禁止物件)

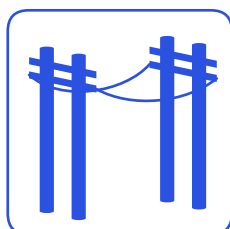
良好な景観や風致の維持、交通の安全や市民生活の安全を図るため、次の物件には原則として広告物を設置できません。



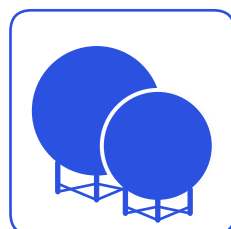
街路樹、路傍樹  
記念保護樹木



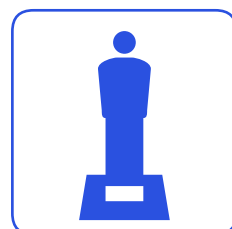
煙突



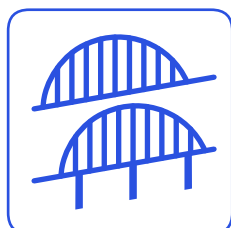
送電塔、  
送受信塔



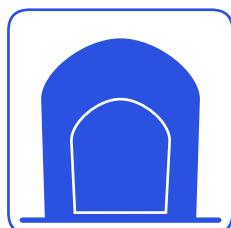
ガスタンク、  
油タンク



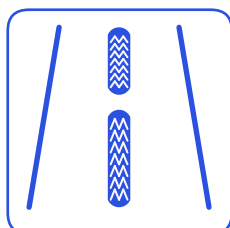
銅像、  
記念碑



橋りょう、  
高架構造物など



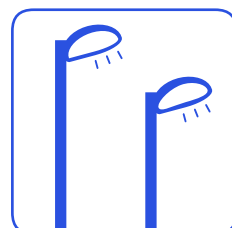
トンネル



分離帯



信号機など



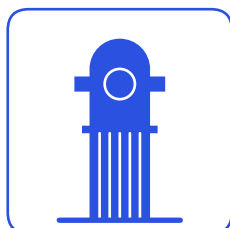
照明灯など



道路標識など



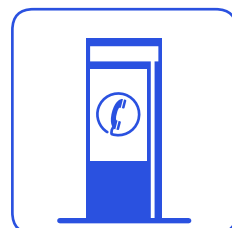
防雪さく、  
ガードレールなど



消火栓、  
火災報知器など



郵便ポスト、  
変圧塔など



公衆電話ボックス

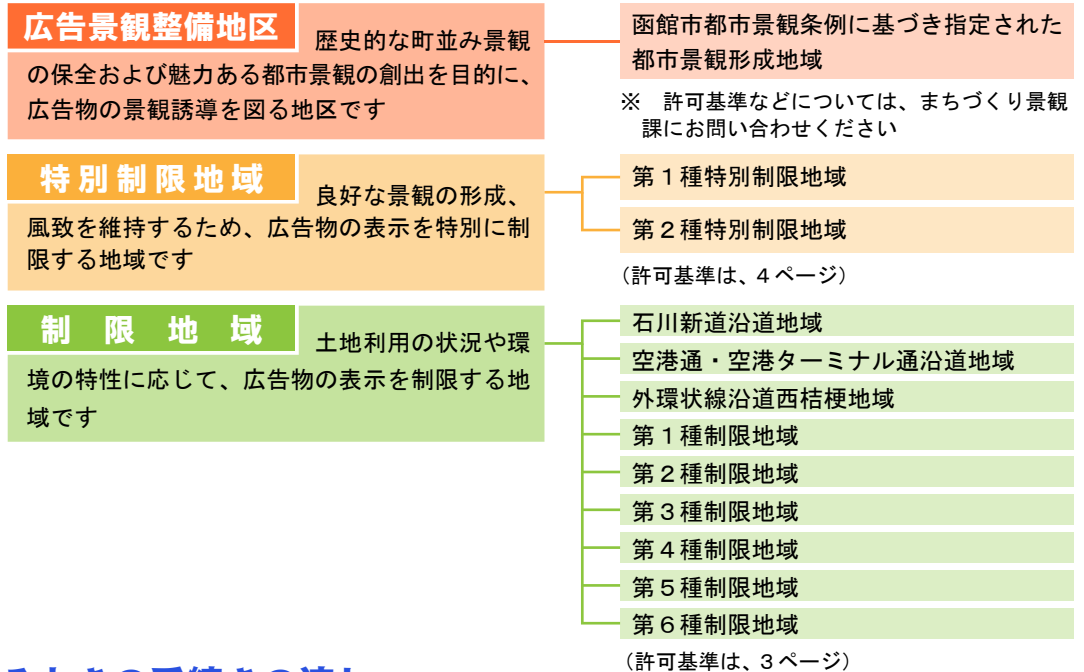
※ 電柱や消火栓標識には、はり紙、はり札、広告旗、立看板などは設置できません

# 3 広告物を表示するときは許可が必要です

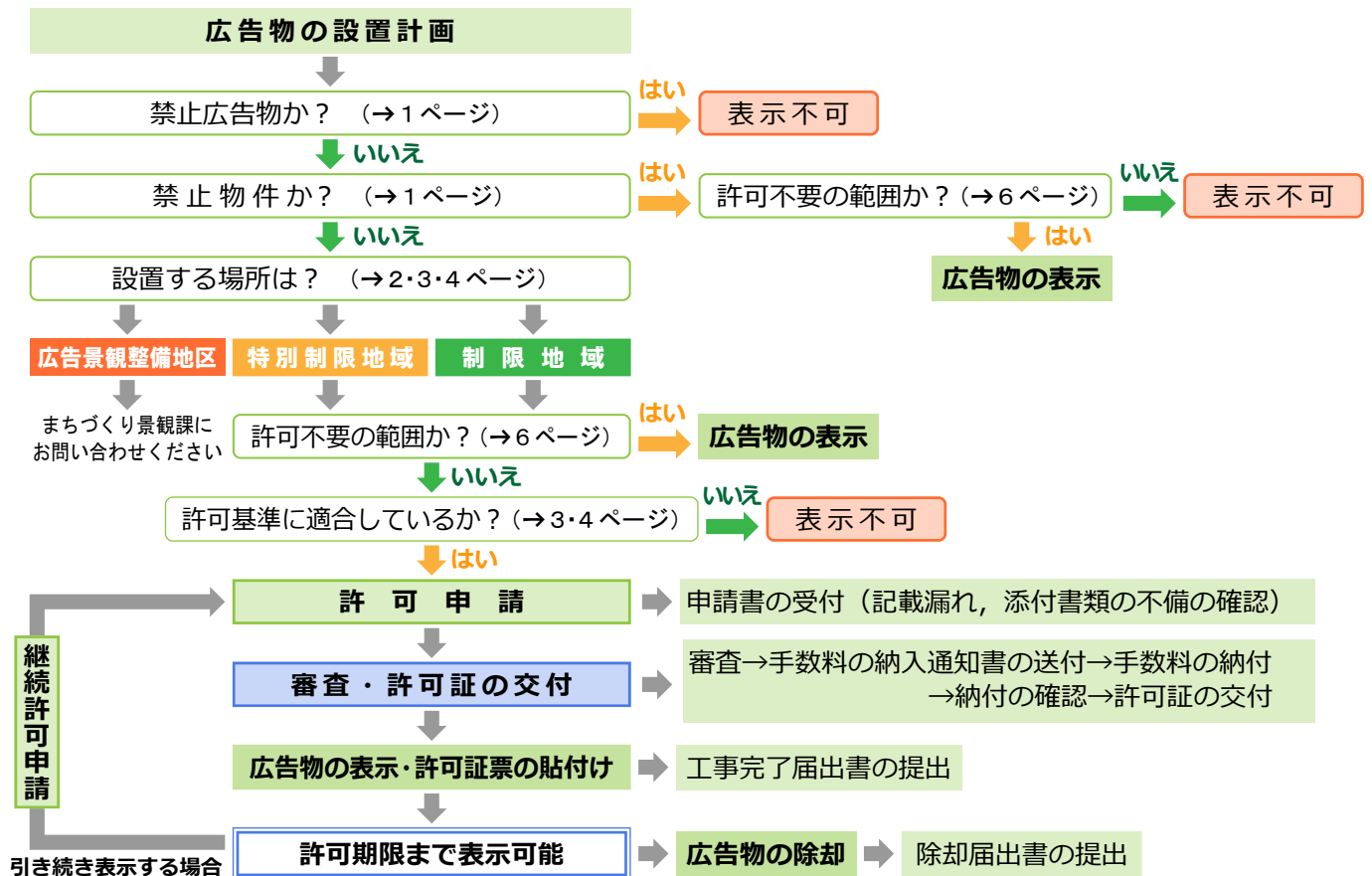
## 3-1 広告物を表示する場合は、一部の広告物を除いて、あらかじめ許可を受けなければなりません ※ 許可を受けずに表示できる広告物については、6ページをご覧ください

### ■ 地域・地区

良好な景観の形成や風致の維持、広告物と地域の景観の調和を図るため、市内を「広告景観整備地区」、「特別制限地域」、「制限地域」の3つに分け、それぞれ**許可基準**を定めています。

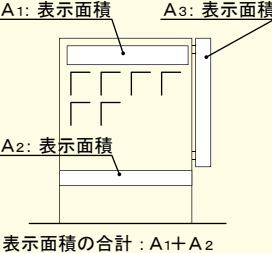


### ■ 広告物を表示するときの手続きの流れ



※標準処理期間は10日間です。(休日は含まない)

ただし、市が納入通知書を送付し、手数料の納付を確認するまでの期間は、10日間には含まないものとします。

区分		固定広告物		
		地上広告物	屋上広告物	壁面広告物
		 A: 1面の表示面積 H S: 表示面積の合計	 A: 1面の表示面積 H h1 h2 S: 表示面積の合計	 A1: 表示面積 A2: 表示面積 A3: 表示面積 表示面積の合計: A1+A2 A3は右の壁面でカウントします
共通基準				
石川新道沿道地域 [第1種制限地域・第6種制限地域]	電光掲示板を用いた固定広告物は、まぶしさを感じさせないもの  電飾を用いた固定広告物は、激しい点滅を伴わないもの	自家用にあつては、 $A \leq 40 \text{ m}^2$ 、 $S \leq 80 \text{ m}^2$ $H \leq 15 \text{ m}$ 自家用以外にあつては、 $A \leq 10 \text{ m}^2$ $S \leq 20 \text{ m}^2$ $H \leq 5 \text{ m}$	自家用であること $S \leq 150 \text{ m}^2$ $h_1$ が15mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 15 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または50㎡のいずれか小さい数値以内 突出し広告物にあつては、1壁面につき1列まで
空港通・空港ターミナル通沿道地域 [第6種制限地域]	電光掲示板、電飾を用いた地上広告物はその支柱を照明する設備を備えたものであること	自家用にあつては、 $A \leq 30 \text{ m}^2$ 、 $S \leq 60 \text{ m}^2$ $H \leq 10 \text{ m}$ 自家用以外にあつては、 $A \leq 10 \text{ m}^2$ $S \leq 20 \text{ m}^2$ $H \leq 6 \text{ m}$	自家用であること $A \leq 30 \text{ m}^2$ $S \leq 60 \text{ m}^2$ $h_1$ が10mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 10 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または30㎡のいずれか小さい数値以内 突出し広告物にあつては、1壁面につき1列まで
外環状線沿道西桔梗地域 [第6種制限地域]		$A \leq 40 \text{ m}^2$ $S \leq 80 \text{ m}^2$ $H \leq 15 \text{ m}$	$S \leq 150 \text{ m}^2$ $h_1$ が15mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 15 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または50㎡のいずれか小さい数値以内
第1種制限地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域(第3種制限地域を除く) ■ 工業地域 ■ 工業専用地域		$A \leq 75 \text{ m}^2$ $S \leq 150 \text{ m}^2$ $H \leq 20 \text{ m}$	$S \leq 300 \text{ m}^2$ $h_1$ が20mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 20 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または50㎡のいずれか小さい数値以内
第2種制限地域 ■ 第1種住居地域(第3種制限地域を除く) ■ 第2種住居地域(第3種制限地域を除く) ■ 準住居地域 ■ 指定区域(戸井, 恵山, 南茅部の各支所管内の一部)		$A \leq 40 \text{ m}^2$ $S \leq 80 \text{ m}^2$ $H \leq 15 \text{ m}$	$S \leq 150 \text{ m}^2$ $h_1$ が15mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 15 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または50㎡のいずれか小さい数値以内
第3種制限地域 ■ 第1種低層住居専用地域(道路敷地の区域に限る) ■ 第2種低層住居専用地域 ■ 第1種中高層住居専用地域 ■ 第2種中高層住居専用地域 ■ 自動車専用道路から500m以内の展望できる区域(第1種低層住居専用地域以外の用途地域が指定されている区域に限る)		$A \leq 30 \text{ m}^2$ $S \leq 60 \text{ m}^2$ $H \leq 10 \text{ m}$	$A \leq 75 \text{ m}^2$ $S \leq 150 \text{ m}^2$ $h_1$ が10mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 15 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または50㎡のいずれか小さい数値以内
第4種制限地域 ■ 市街化調整区域(第6種制限地域を除く) ■ 国道、道道、鉄道から100mを超え展望できる区域(第1種~第3種・第5種制限地域を除く) ※ 自動車専用道路を除く		$A \leq 30 \text{ m}^2$ $S \leq 60 \text{ m}^2$ $H \leq 10 \text{ m}$	$A \leq 30 \text{ m}^2$ $S \leq 60 \text{ m}^2$ $h_1$ が10mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 10 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または30㎡のいずれか小さい数値以内
第5種制限地域 ■ 恵山道立自然公園の特別地域以外の地域		$A \leq 15 \text{ m}^2$ $S \leq 30 \text{ m}^2$ $H \leq 10 \text{ m}$	$A \leq 15 \text{ m}^2$ $S \leq 30 \text{ m}^2$ $h_1$ が10mを超えるとき $H \leq h_2 \times 2/3$ かつ、 $H \leq 10 \text{ m}$	表示面積の合計が、取付け壁面の面積の3分の1または30㎡のいずれか小さい数値以内
第6種制限地域 ■ 国道、道道、鉄道から100m以内の展望できる地域(第1種~第3種・第5種制限地域を除く) ※ 自動車専用道路を除く		<ul style="list-style-type: none"> <li>自家用で、簡易広告物を含む表示面積の合計が、1事業所あたり30㎡以内および高さが10m以下</li> <li>自家用以外で、1面の表示面積が10㎡以内、表示面積の合計が20㎡以内および高さが6m以下</li> </ul>		

※ 第1種制限地域および第6種制限地域からは、石川新道沿道地域、空港通・空港ターミナル通沿道地域および外環状線西桔梗地域が除かれます。

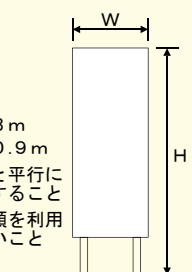
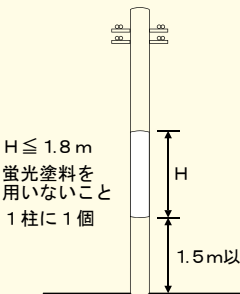
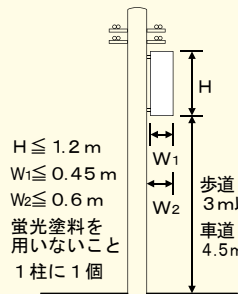
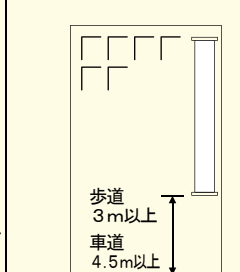
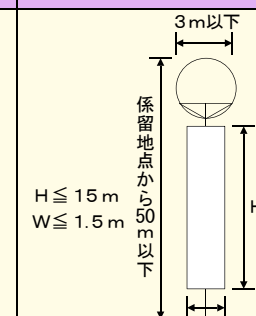
※ 自家用とは、自己の事務所や営業所に表示する自己の事業、営業の所在、名称、内容、商標、販売する商品の名称を表示する広告物です。

※ 壁面広告物のうち突出し広告物については、出幅が1.5m以下、その下端の高さが歩道上では3m、車道上では4.5m以上であること。

## 特別制限地域の許可基準

区 分	基 準
第1種特別制限地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>保安林</li> <li>環境緑地保護地区</li> <li>自然景観保護地区</li> <li>恵山道立自然公園の特別地域</li> </ul>	表示面積の合計が5㎡以内および高さが5m以下（複数の広告主がそれぞれ異なる表示内容を集合して表示する場合は、表示面積の合計は、10㎡以内）
第2種特別制限地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1種低層住居専用地域（道路敷地の区域を除く）</li> <li>重要文化財、道指定有形文化財のうち指定した地域</li> <li>国または道指定の特別史跡、史跡、名勝</li> <li>都市公園</li> <li>古墳、墓地、火葬場</li> <li>官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、</li> <li>公立病院、公衆便所の敷地内</li> </ul>	1面の表示面積が5㎡以内で、かつ、表示面積の合計が10㎡以内および高さが5m以下

## 簡易広告物の許可基準

立 看 板	電 柱 廣 告 物		廣 告 幕 ・ 廣 告 網	ア ド バ ル ー ン 廣 告 物
	巻 付 け 廣 告 物	突 き 出 し 廣 告 物		
 <p> <math>H \leq 3\text{m}</math>  <math>W \leq 0.9\text{m}</math>            道路と平行に設置すること            電柱類を利用しないこと         </p>	 <p> <math>H \leq 1.8\text{m}</math>            蛍光塗料を用いないこと            1柱に1個            1.5m以上         </p>	 <p> <math>H \leq 1.2\text{m}</math>  <math>W_1 \leq 0.45\text{m}</math>  <math>W_2 \leq 0.6\text{m}</math>            蛍光塗料を用いないこと            1柱に1個            歩道 3m以上            車道 4.5m以上         </p>	 <p>           歩道 3m以上            車道 4.5m以上         </p>	 <p> <math>3\text{m以下}</math>  <math>H \leq 15\text{m}</math>  <math>W \leq 1.5\text{m}</math>            係留地点から50m以下         </p>

## 許可の期間と手数料

種 類			許可の期間	手 数 料	
固定広告物	地上広告物	木または金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されたもの	3年以内	照明あり	5㎡ごとに 1,900円
	屋上広告物	建築物の屋上または屋上の工作物に取り付けられたもの（階段室、昇降機塔その他これらに類する部分の壁面に表示されたものを含む。）		照明なし	5㎡ごとに 1,300円
	壁面広告物	建築物その他の工作物の壁面に表示され、または取り付けられたもの（壁面から突き出して設置されたものを含む。）			
	アーチ式広告物	土地に固定された状態で設置されたもの	3年以内	照明あり	1基につき 5,400円
				照明なし	1基につき 3,800円
簡易広告物	はり紙	紙製、ビニール製等のもので、建築物その他の工作物またはこれら以外の物件に貼付けられたもの	1カ月以内	50枚につき 300円	
	はり札	小型簡易なもので、建築物その他の工作物またはこれら以外の物件に容易に取りはずすことのできる状態で取り付けられたもの	1年以内	1枚につき 220円	
	立看板	容易に取りはずすことのできる状態で立てられ、または建築物その他の工作物もしくはこれら以外の物件に立てかけられたもの	1カ月以内	1枚につき 910円	
	アドバルーン広告物	気球を利用して表示されたもの	15日以内	1個につき 1,700円	
	広告幕 広告網	建築物その他の工作物もしくはこれら以外の物件に懸垂された、もしくは添加されたものまたは電柱等を利用して空中に掲出されたもの	1カ月以内	1枚につき 650円	
	のぼり 旗	布等をさおその他の棒状の物件に取り付けて作成されたもので、単独で建てられ、または建築物その他の工作物もしくはこれら以外の物件に取り付けられたもの	1カ月以内		
	電柱広告物	電柱その他これに類するものを利用して設置されたもの	1年以内	1個につき 300円	

## 3-2 許可を受ける広告物には、広告物の適正な管理を行う管理者を置き、管理者による安全点検の実施が必要です

※ すべての固定広告物が対象となります

### ■ 管理者および安全点検

許可を受ける固定広告物を表示する場合に、その表示者は、当該広告物について、良好な状態を保持するため、安全点検を含め適正な管理を行う管理者を置かなければなりません。

また、管理者による安全点検は、当該広告物について、材料の劣化や錆の発生等により、構成部材が破損・落下し、公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、「函館市屋外広告物の安全性についての指針」に基づき行うこととし、管理者は、屋外広告物安全点検報告書を作成しなければなりません。

なお、1基あたりの表示面積が10㎡を超えるもの（壁面広告物で壁面に直接描かれたものは除きます）の管理者は、次の要件を満たす者でなければなりません。

### ■ 管理者の要件

- ・ 北海道内に居住していること（法人の場合は、北海道内に事務所があり、資格を有している従業員が所属していること）
  - ・ 次のいずれかに該当する者
    - ① 国土交通大臣の登録を受けた法人が行う試験に合格した者（屋外広告士がこれに該当します。）
    - ② 職業能力開発促進法に規定する技能検定のうち、広告美術仕上げの1級に合格した者
    - ③ 1級建築士または2級建築士で屋外広告物講習会（※）の課程を修了した者
    - ④ ネオン工事に係る特殊電気工事資格者で、屋外広告物講習会（※）の課程を修了した者
    - ⑤ 第1種、第2種または第3種電気主任技術者免状の取得者で、屋外広告物講習会（※）の課程を修了した者
    - ⑥ 函館市で屋外広告業の登録を受け、業務主任者に選任されている者
- ※ 屋外広告物講習会については、函館市が開催する講習会のほか、都道府県、指定都市、他の中核市が開催する講習会を含みます。

### ◆ 函館市屋外広告物の安全性についての指針

この指針は、市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/file/bunshohosei/youkouyouryou/toshikensetu/matidukurisuishin/matisui23.pdf>

## 3-3 広告物の表示や広告物を掲出する物件を設置することができるのは、自ら行う場合などを除き、市の登録業者です

広告物の表示や広告物を掲出する物件の設置は、自ら行う場合などを除き、市に屋外広告業の登録をした業者でなければなりません。

### ■ 屋外広告業とは

屋外広告物の表示および設置を行う営業をいいます。

広告物の印刷や製作のみを取扱い、設置に関する工事を行わない場合は、屋外広告業には含まれません。函館市内で屋外広告業を営むためには、市に屋外広告業の登録をしなければなりません。

- ・ 登録の有効期間は5年間で、屋外広告業を継続して営む場合は、更新登録が必要です。
- ・ 屋外広告業を営むためには、営業所ごとに資格を有する業務主任者を置かなければなりません。
- ・ 登録および更新登録の手数料は10,000円です。

### ■ 屋外広告業者の責務

市の登録を受けた屋外広告業者は、業務主任者の総括のもと法令を遵守し、屋外広告物の表示に関する工事を適正に施工し、安全を確保するとともに、維持管理などの業務を適正に実施しなければなりません。

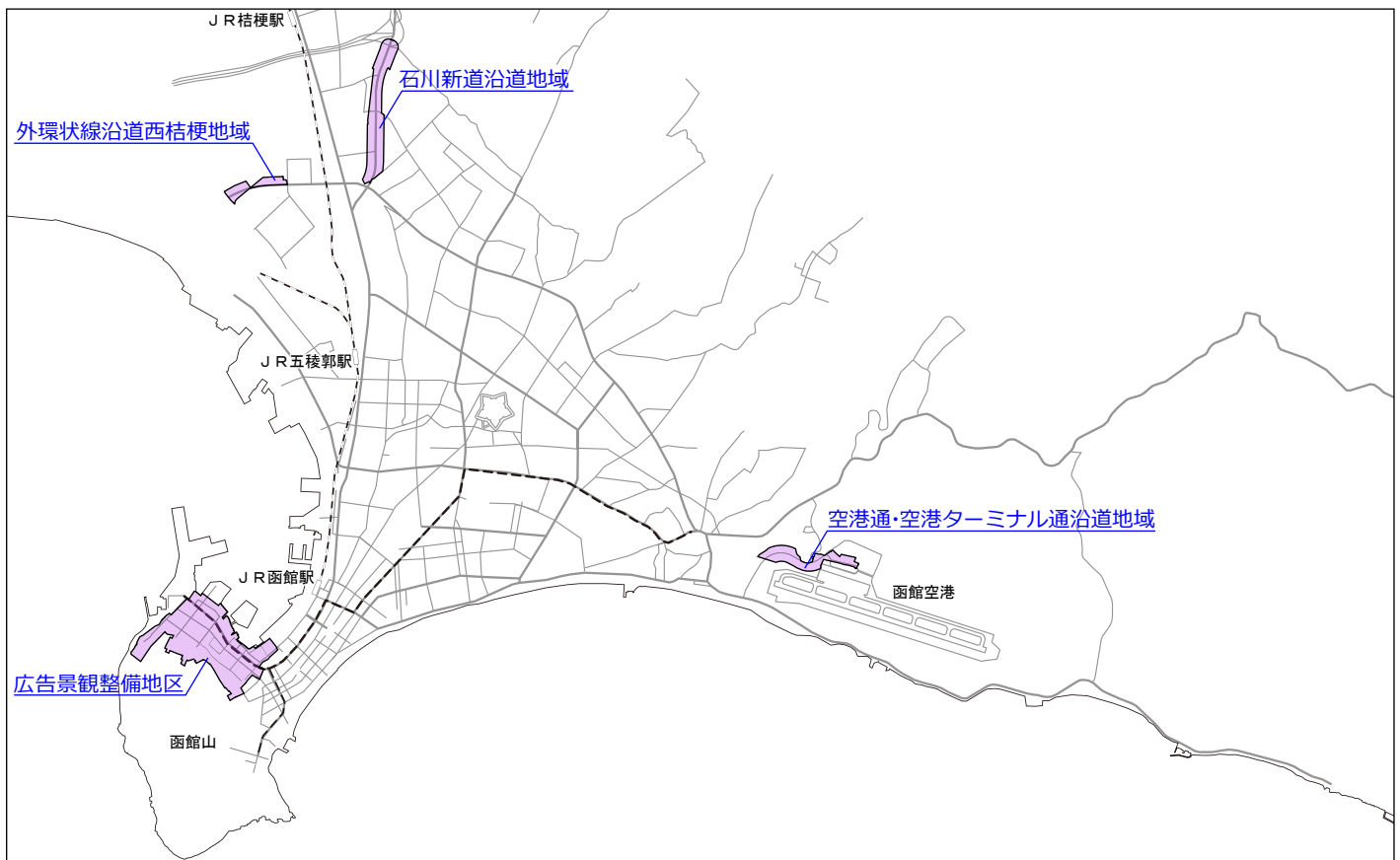
# 許可不要の広告物

次の広告物は、許可を受けずに表示することができます。

他法令の義務	他の法令の規定により表示するもの
公共的広告物	国、地方公共団体や公共的団体が公共的目的で表示するもの
寄贈者名	公共上必要な施設や物件に表示する寄贈者名 ・ 表示面積が0.5㎡以内、表示面の投影面積の1/20以内
自家用広告物	自己の事業所などにその名称や業務内容などを表示するもの ・ 第1種～第6種制限地域では、表示面積の合計が1事業所あたり10㎡以内、高さが地域ごとの基準を満たすもの ・ 第1種特別制限地域では、表示面積が1個あたり5㎡以内、表示面積の合計が1事業所あたり10㎡以内、高さが5m以下 ・ 第2種特別制限地域では、表示面積の合計が1事業所あたり10㎡以内、高さが5m以下
自己管理用広告物	土地や建物を管理するために表示する固定広告物 ・ 第1種～第6種制限地域では、1面の表示面積が5㎡以内、高さが3m以下 ・ 特別制限地域および広告景観整備地区では、1面の表示面積が1㎡以内、高さが3m以下
催し物案内	講演会、展覧会や音楽会などの催し物のために、開催会場の敷地内に表示するもの
工事現場の仮囲い	工事現場の仮囲いなどに工事期間内表示するもので、営利を目的としないもの
車両等	人、動物、車両、船舶、航空機などに表示するもの
煙突、ガスタンク、油タンク	煙突、ガスタンクや油タンクの壁に直接表示するもので、営利を目的としないもの
祭礼等	社寺や教会などの行事、大売り出しや地域の祭りなど習慣として一般的に認められているもの
営利を目的としないもの	はり紙や旗などで、政治団体や労働組合などの宣伝、営利を目的としない会合や催し物などの案内
表示期間が5日以内	表示期間が5日以内の紙製や布製のもので、同じ内容のものが継続して表示されないもの

※ 広告景観整備地区においては、届出が必要になる場合があります。

# 広告景観整備地区と沿道地域の位置図



# 広告物の表示に関する主な関係法令

広告物を表示しようとする場合は、許可申請とは別に関係法令の手続きが必要となる場合があります。

## ■ 広告物の表示に関する主な法令等および問合せ先

事項	必要な許可等の種類	問合せ先
道路敷地内の上空を占有する場合	道路占用許可（道路法）	道路管理者
道路敷地内を使用する場合	道路使用許可（道路交通法）	所轄の警察署
工作物自体の高さが4 mを超える場合	工作物の確認申請（建築基準法）	指定確認検査機関または 函館市都市建設部建築行政課（TEL:21-3392）
地区計画の区域内で行為の届出が必要になる場合があります		函館市都市建設部都市計画課（TEL:21-3360）
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります		所轄の消防署
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、「薬事法」などで表示内容が制限される場合があります		市立函館保健所（TEL:32-1513）

## 罰 則

屋外広告物条例に違反すると罰則の対象になります。

### ■ 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

- 登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合
- 不正な手段で屋外広告業の登録を受けた場合
- 業務停止の命令等に違反した場合

### ■ 50万円以下の罰金

- 広告物に対する是正命令に従わなかった場合

### ■ 30万円以下の罰金

- 照明灯や街路樹などの禁止物件に広告物を掲出した場合
- 許可を受けずに広告物を表示した場合
- 広告物に許可証票を貼付けていない場合
- 除却義務を怠った場合
- 屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の変更の届出をした場合
- 屋外広告業者が業務主任者を選任しなかった場合

### ■ 20万円以下の罰金

- 広告物または屋外広告業の営業に関し、市が求めた報告に応じない場合、または虚偽の報告をした場合
- 立ち入り検査などを拒んだ場合

### ■ 5万円以下の過料

- 屋外広告業の廃業の届出を行わなかった場合
- 屋外広告業に関する標識を掲げていない場合
- 屋外広告業が備え付けるべき帳簿の記録がない場合

### ■ 手数料に関する過料

- 手数料の徴収を免れた場合